## 吸収分割に関する事後開示書面

((吸収分割会社) 会社法第 791 条第1項第1号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面、 (吸収分割承継会社) 会社法第 801 条第3項第2号に基づく開示書面)

> (吸収分割会社) 東京都千代田区三番町6番3号 SOLIZE Holdings 株式会社 代表取締役社長 CEO 宮藤 康聡

(吸収分割承継会社) 東京都千代田区三番町6番3号 +81株式会社 代表取締役社長 鈴木 貴人

SOLIZE Holdings 株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)と+81株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2025年2月14日付けで締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社がそのビジネスインキュベーション事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)により承継させました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くことといたします。

- 1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第1号) 2025年7月1日
- 2. 吸収分割会社(SOLIZE Holdings 株式会社)における法定手続の経過(会社法施行規則第 189 条第2号)
  - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過(吸収分割の差止請求) 会社法第784条の2の規定により、吸収分割会社に対し、本吸収分割の差止請求を行った株主 はいませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求) 吸収分割会社は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2025年6月2日付けで株主に対す る公告を行いましたが、吸収分割会社に対し、株式買取請求を行った株主はいませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求) 本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続を行っておりません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過(債権者の異議) 吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っている ため、会社法第789条の規定による手続を行っておりません。
- 3. 吸収分割承継会社(+81株式会社)における法的手続の経過(会社法施行規則第 189条第3号)
  - (1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過(吸収分割の差止請求) 会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求) 本吸収分割においては、吸収分割会社が吸収分割承継会社の唯一の株主であって会社法第796 条第1項本文に規定する場合における特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定 による手続を行っておりません。
  - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過(債権者の異議) 吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2025年5月12日付けで官報公 告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでし た。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者は存在しないため、各別の催告を行って おりません。
- 4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規 則第 189 条第4号)

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社がそのビジネスインキュベーション事業に関して有する権利義務を、本吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

- 5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号) 本吸収分割の効力発生日である2025年7月1日から2週間以内に行う予定です。
- 6. その他重要な事項項(会社法施行規則第 189 条第 6 号) 該当事項はありません。